

諮詢1

諮詢書

佐市建指第80号
平成26年4月28日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長 秀島敏行

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 賒問事項

避難路沿道建築物の状況調査における、個人情報の本人以外からの収集について

2 賒問理由

平成25年11月の「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐促法」という。）の改正により、一定要件を満たす建築物の所有者に耐震診断の実施及び報告が義務付けられた。（別紙1参照）

これに伴い、市内の避難路沿道建築物の状況を早急に調査し、対象建築物を把握する必要があることから、画像計測車両による道路及び建築物を撮影し、画像データを収集する。

3 所管課

建築指導課

4 画像収集の概要

現在指定している緊急輸送道路について、高層建築物が集積して立地している路線では長距離レーザーを搭載した高精度GPS移動計測車両を用い、それ以外の路線では画像計測（360度全方位）車両を用いて道路及び沿道の状況を計測する。（別紙2）

○調査を実施する路線延長： 242km（別紙3）

5 収集した画像の取扱い

収集した画像データを用い、道路幅員及び建築物の高さを測定し耐震診断の義務が課せられる建築物の判断を行う。データの運用については、建築指導課内のデスクトップコンピュータにデータ閲覧用のアプリケーションを設定し利用するものとする。(別紙4)

6 収集した画像の利用時期

平成 26 年度中

出典元：『H25改正 建築物の耐震改修の促進に関する法律について』、一般社団法人建築性能基準推進協会、P1-P2

H25耐震改修促進法 改正のポイント

次の大地震が起こる前に
なんとかしておかなくちゃね。



耐震改修促進法とは

建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付けなど、耐震化促進のための制度を強化するとともに、耐震改修計画の認定基準の緩和など建築物の耐震化の円滑な促進を図るため、耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）が改正されました（平成25年11月25日施行）。

Point

I. 大規模建築物等に係る耐震診断結果の報告の義務付け

	対象建築物	耐震診断結果の報告期限
【耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表】		
要緊急安全確認大規模建築物	<p>病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物および学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの（次ページの表をご覧ください。）</p> <p>幼稚園・保育園 </p> <p>小・中学校 </p> <p>老人ホーム </p> <p>ホテル・旅館 </p> <p>美術館・図書館など </p>	<p>【期限】 平成27年 12月31日</p>
要安全確認計画記載建築物	<p>火薬類、石油類その他危険物を、一定量以上貯蔵または処理している大規模な貯蔵場等</p> <p>都道府県または市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物であって一定の高さ以上のもの</p>	<p>【期限】 地方公共団体の 耐震改修促進計 画に記載された 期限</p>
防災拠点建築物	<p>都道府県が指定する庁舎、 避難所等の防災拠点建築物</p> <p>小・中学校 </p> <p>ホテル・旅館 </p>	
【全ての建築物の耐震化の促進】		
マンションを含む住宅や小規模建築物についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を創設。		

耐震診断及び診断結果の報告 が必要な建築物一覧

詳しくは各自治体にお問い合わせください。

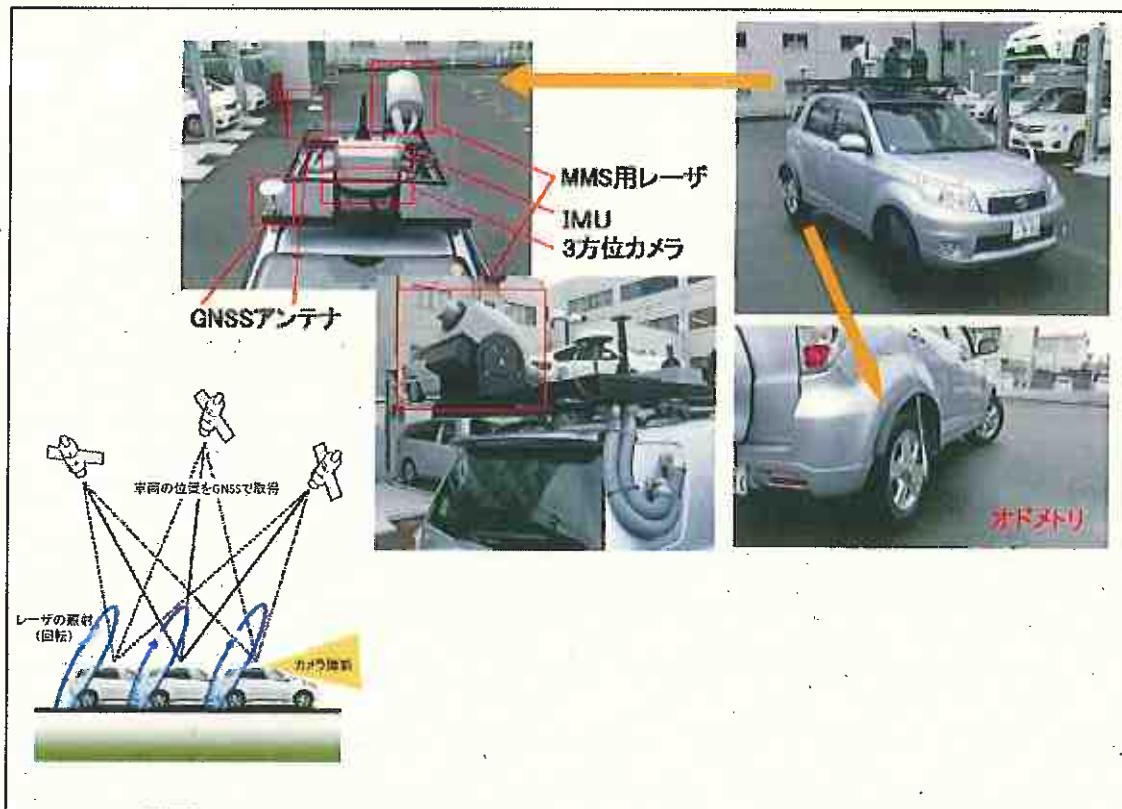
用途	所管行政庁の指導・助言対象 基準の表	所管行政 の 指示対象建築物の要件	対象診断義務付け 対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の 前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500m ² 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000m ² 以上	—
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000m ² 以上	階数1以上かつ2,000m ² 以上	階数1以上かつ5,000m ² 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設			
病院、診療所		階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
劇場、講堂、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場	階数3以上かつ1,000m ² 以上		
卸売市場		—	—
百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
ホテル、旅館			
賃貸住宅(共同住宅に限る。), 寄宿舎、下宿		—	—
事務所			
老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000m ² 以上	階数2以上かつ2,000m ² 以上	階数2以上かつ5,000m ² 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害 者福祉センターその他これらに類するもの			
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500m ² 以上	階数2以上かつ750m ² 以上	階数2以上かつ1,500m ² 以上
博物館、美術館、図書館			
遊技場		階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貴衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場(危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物を除く。)	階数3以上かつ1,000m ² 以上	—	—
車両の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車車庫その他自動車 又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000m ² 以上	階数3以上かつ5,000m ² 以上
保健所、税務署その他 これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を 貯蔵又は処理するすべての建築物	500m ² 以上	階数1以上かつ5,000m ² 以上(敷地境界 線から一定距離以内に存する建築物に 限る)
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難 路の沿道建築物であって、前面道路 幅員の1/2超の高さの建築物(道路 幅員が12m以下の場合は6m超)	左と同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避 難路の沿道建築物であって、前面道路幅 員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が 12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物	—	—	耐震改修促進計画で指定する大規模な 地震が発生した場合においてその利用を 確保することが公益上必要な、病院、官 公署、災害応急対策に必要な施設等の 建築物

※ 上記のほか、今回、マンションを含む住宅や小規模建築物についても所管行政庁の指導・助言対象となりました。

画像収集の概要（計測車両の概要）

① 高精度 GPS 移動計測車両

緊急輸送道路の内、沿道に高層建築物等が集積して立地する路線について、高精度 GPS 移動計測車両 (Mobile Mapping System) を用いて道路及び沿道状況の計測を実施し、画像データ及び 3 次元レーザー点群データを取得する。計測にあたっては、後続の建築物抽出作業の精度向上を図るため、長距離レーザーを搭載した車両を採用する。



② 画像計測（360 度全方位）車両

緊急輸送道路の内、沿道に高層建築物等が集積して立地する路線以外の対象道路に対して 360 度全方位画像計測車両 (Ladybug) を用いて道路及び沿道状況の計測を実施し、画像データを取得する。



佐賀県緊急輸送道路網図

平成24年3月27日時点



路線凡例

- 第一次紧急输送道路**

 - 高速自动率道路
 - 一般有辅道路
 - 一般国道（省道区域）
 - 一般国道（指定性特别）・普通国道区域
 - 市町村道

第二次紧急输送道路

 - 一般国道（连络区域）
 - 一般国道（指定性特别）・普通国道
 - 市町村道
 - 乡村林道

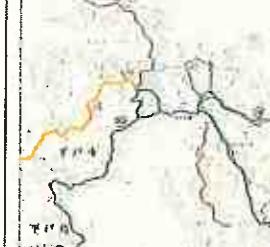
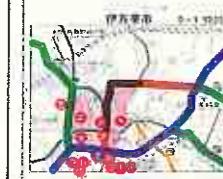


佐賀県緊急輸送道路網図

平成24年3月27日時点



11100,000



収集した画像

① 高精度 GPS 移動計測車両により取得するデータ

レーザー照射により得るレーザーデータと計測機器により高さを測定する。



② 360 度全方位画像計測車両により取得するデータ

画像データと測量機器により高さを測定する。



③ 取得したデータの利用

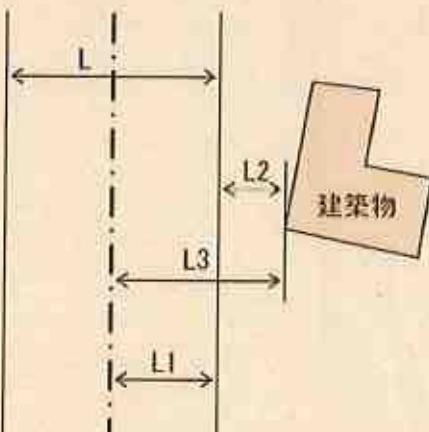
①、②で取得した建物高さのデータ及び道路幅員のデータを用いて以下の判定基準により緊急輸送道路等の避難路を閉塞する恐れのある建物を特定する。

◇ 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物

法第6条第3号に該当する建築物は概ね以下の手順で調査する。また、調査結果を踏まえて、閉塞危険性のある建物か否か判定する。

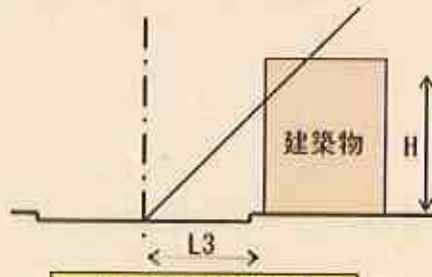
- ① 建築物前面の道路幅員を実測
- ② 建築物の高さを実測
- ③ 道路幅員と建築物高さの関係を整理

建築物と道路との距離の関係

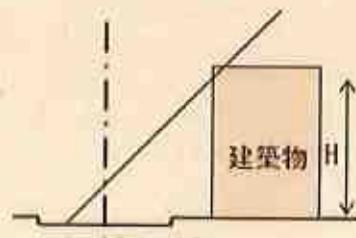


- ・ L_3 : 建築物最近接部分と道路中心線までの距離を計測
- ・ L_2 : 建築物最近接部分と最寄り道路縁までの距離を計測
- ・ L_1 : $L_1 = L_3 - L_2$ (道路幅の $1/2$)
- ・ L : $L = L_1 \times 2$

道路幅員と建築物高さの関係



【 $L > 12m$ の場合 】
 $L_3 < H$ で該当



【 $L \leq 12m$ の場合 】
 $L_2 + 6m < H$ で該当